

相続の仕方にはどんな方法があるの？

相続の仕方解説！

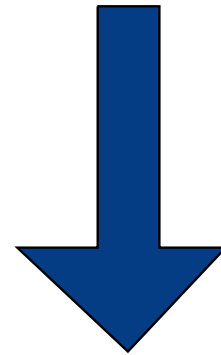
遺言書って
書かなきゃだめ？

兄弟みんなで
分けたいな

私たち姉妹は
不動産は要らないわ



お亡くなりになる前に遺言書を残さなければ
相続は法定相続人全員で決める事になります。



その時の方法はこの2つ

1

「法定相続」で相続

2

「遺産分割協議」で相続

① 法定相続って？

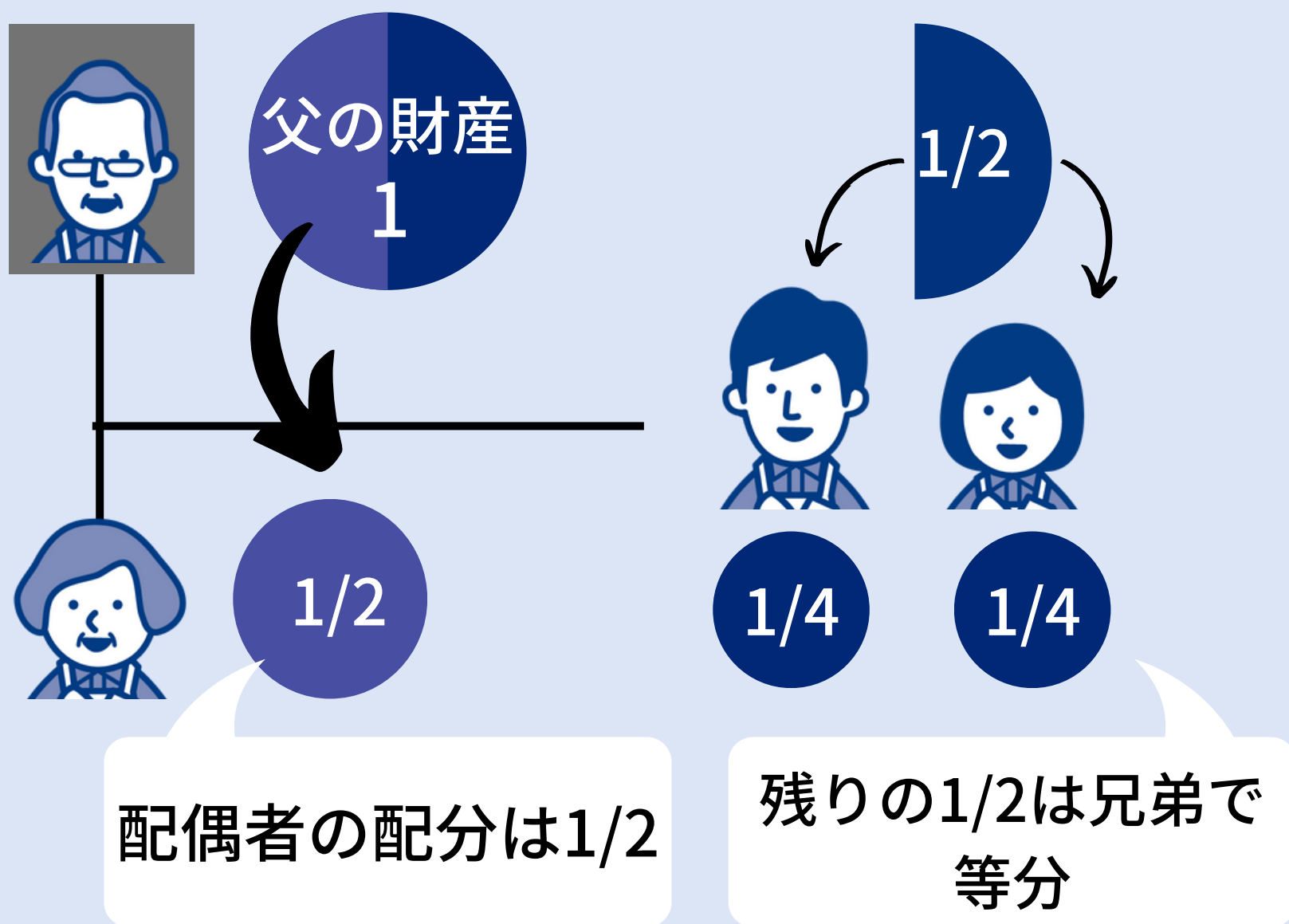
故人（被相続人）の財産の全てを、
法で定められた割合で、
相続人全員が財産を引き継ぐこと

※ポイントは財産全てというところ！



例)

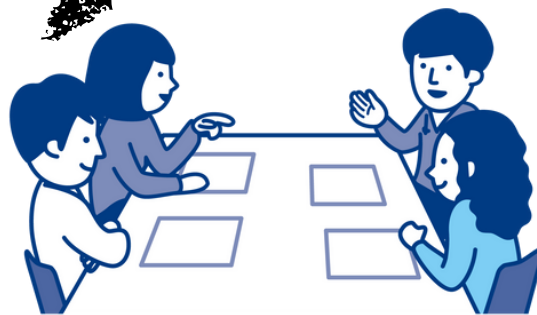
父・母・長男・長女の家族で
父が亡くなった場合、、、



②

遺産分割協議って？

法定相続人全員で、
「誰が」「どの財産を」「どんな配分で」
受け継ぐかを話し合って決めること。



話し合った内容は書面にして
全員で署名・捺印！

例)

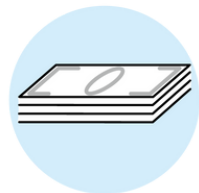


長男

実家の土地と家は僕が相続します



別荘や株を売却して得たお金と預貯金は、
私たち残りの兄弟で3等分します



次男・長女・次女

③ 遺言書で相続する場合は？

「誰に何を相続して貰いたいか」について
故人の意思が書かれたものがあった場合、
遺言書に従って相続します。



遺言書は、大きく分けると

1 公正証書遺言

2 自筆証書遺言



の2つがあります。

公正証書遺言とは、、、

公証人の元で作成・保管された遺言書で、そのまますぐ相続登記に使用できる遺言書です。裁判所で開封をする手続き（検認）も、内容が有効なものかの確認作業も不要です。

自筆証書遺言とは、、、

故人が自分で作成した遺言書です。故人が自分で保管していた場合と法務局に預けていた場合があります。自宅や貸金庫等で保管されていたものは開封せず、家庭裁判所で開封の手続き（検認）をしましょう。法務局に預けていたものは検認は不要です。

自筆証書遺言の時は、自宅保管、法務局保管に関わらず、書かれている内容が有効なものかの確認が必要です！

以下の内容の記載があるかを確認しましょう！

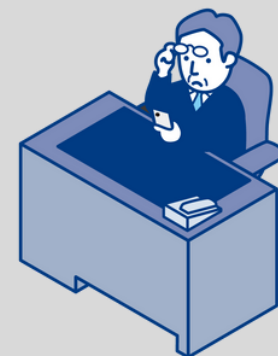


【確認事項】

- 遺言書全てが自筆で書かれていること
- 自筆での署名と押印があること ※認印、親指印、人差指の印でも可
- 自筆で作成日の記載があること
- 自筆で法定相続人のどなたかに「相続させる」と書かれていること。（×渡す、譲る）

※法定相続人以外の第三者に遺贈させるという内容がある場合は、better相続登記利用対象外となります。

内容が条件を満たしていない場合は、
相続人全員で法定相続で相続するか、
遺産分割協議で相続するかを
協議し直すこととなります。



以上、相続の仕方解説でした。

皆様の相続はどのケースに当てはまりますか？

遺言書がない場合は、法定相続人の皆様で
ぜひ話し合ってみてください。

